

基安安発1024第1号
平成25年10月24日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

日本工業規格の確認について (公示)

下記の日本工業規格については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり確認がなされ、平成25年11月25日付け官報に公示する予定である。

内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供することとされるので了知されたい。

また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

記

1 確認された日本工業規格

圧力容器の管板	B 8 2 7 4
圧力容器の伸縮継手	B 8 2 7 7
機械類の安全性－安全関連の電気・電子・プログラマブル電子 制御システムの機能安全	B 9 9 6 1

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年10月17日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年11月25日

厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 茂木 敏充

記

確認された日本工業規格

圧力容器の管板	B 8 2 7 4
圧力容器の伸縮継手	B 8 2 7 7
機械類の安全性—安全関連の電気・電子・プログラマブル電子制御システムの機能安全	B 9 9 6 1